

審査会答申

令和4年6月7日4飯総総第152号で諮問を受けた情報公開決定に係わる審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査請求に係わる情報の件名又は内容

- (1) 令和3年度総合教育会議（令和4年1月31日開催）について
 - ① 当日資料
 - ② 会議録にある「5 議事内容 別紙」
 - ③ 議事録P6～P7にある市長発言（市長が判断した）に至ったすべての資料（調査資料・市長面会記録・教育委員会議事録等）
- (2) 市長が市民と面会するか否かの判断基準資料
- (3) 2022年4月22日 議会における答弁のうち、つどいの広場、コスモス、オアシスについての発言に関する資料

2 答申の内容

実施機関は、本件審査請求の対象となった文書不存在による非公開決定処分は妥当ではなく、文書無き場合の説明等の方法も不適切である。今後の当該事務事業の検討作業において対象文書を特定し、改めて公開・非公開の決定をすべきである。

3 請求の趣旨

令和3年度総合教育会議に関する資料のうち、①の当日資料(以下「文書1」という。)及び②の会議録にある「5 議事内容 別紙」(以下「文書2」という。)は全部公開されたが、③の議事録P6～P7市長発言(市長が判断した)に至ったすべての資料(以下「文書3」という。)及び(2)市長が市民と面会するか否かの判断基準資料(以下「文書4」という。)については不存在により非公開、(3)2022年4月22日 議会における答弁のうち(つどいの広場、コスモス、オアシスについて)発言に関する資料(以下「文書5」という。)は部分公開とする処分決定に対し、『総合教育会議議事録では市長自ら「子育てオアシス代表から相談があり」と発言されており、面会記録が非開示ではなく、不存在とは到底考えられない。また、開示された内容は、請求者が求めることに対する開示ではない。』とし、審査請求がなされたものである。

なお、審査に当たっては、飯塚市情報公開条例（以下「条例」という。）第24条第1項、第2項による意見陳述の機会及び意見書の提出が求められている。

4 本件審査に至るまでの経緯

- ・令和4年5月9日、情報公開請求者は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、文書1、文書2、文書3及び文書4（以下「本件対象文書」という。）の公開を請求する。
- ・令和4年5月20日、実施機関は、本件対象文書のうち、文書1及び文書2については、全部

公開し、文書3及び文書4については、不存在により非公開とする処分決定をし、請求人に対し、総務課窓口にて通知を行おうとしたが、令和4年5月9日に提出した情報公開請求書の件名又は内容に不備があったことを認められたことから、条例第6条第2項の規定に基づき、請求書の補正を行った。補正の内容については、「2022年4月22日 議会における答弁のうち(つどいの広場、コスモス、オアシスについて)発言に関する資料」(本件資料を含め、以下「本件対象文書」という。)を追加請求したものである。

- ・令和4年5月27日、実施機関は請求人に対し、本件処分を通知する。
- ・令和4年6月1日、請求人は、本件処分を不服として、条例第19条の規定により実施機関(市長、教育委員会)に対し、審査請求を行う。
- ・令和4年6月7日 実施機関は、飯塚市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査請求に係わる審査を諮問する。
- ・令和4年6月14日 第1回飯塚市情報公開審査会

5 実施機関の決定処分と主張要旨

(1) 決定処分(部分公開)

実施機関は、公開請求があった本件対象文書のうち、文書1及び文書2は全て公開し、文書3及び文書4については、不存在により非公開、文書5については、部分公開としている。

請求内容	公開	非公開	審査請求内容
総合教育会議における当日資料(文書1)	当日資料を全て公開		
総合教育会議の会議録にある「5 議事内容 別紙」(文書2)	議事内容別紙を全て公開		
総合教育会議の議事録P6~7にある市長発言(市長が判断した)に至ったすべての資料(文書3)		資料不存在により非公開	・面会記録が非開示ではなく、不存在とは到底考えられない。 ・重要施策を決定するまでの経緯の記録が不存在とは由々しきことである。
市長が市民と面会するか否かの判断基準資料(文書4)		資料不存在により非公開	面会拒否する理由を示すべきである。
2022年4月22日 議会における答弁のうち、つどいの広場、コスモス、オアシスについての発言に関する資料(文書5)	請求者との面談記録や対応記録等	請求者との面談記録や対応記録等のうち、NPO法人つどいの広場いづかの各団体に送信したメールのアドレスや職員氏名	・公開文書のうち、請求者本人がNPO法人つどいの広場いづかの各団体に送信したメールに関して、開示・非開示の統一性がない。 ・公開文書は、請求者が求めることに対する開示ではない。

(2) 主張要旨

令和4年6月14日の処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

- ① 文書3については、市長がオアシスの代表者と秘書課内の市長執務室において懇談を行った事実はあるが、懇談に市職員は同席しておらず、記録を作成した事実はないことから、請求に係る公文書は存在しないものであるから、不存在による非開示とした。また、総合教育会議における市長発言については、不登校生徒支援に関する課題と今後のあるべき姿を教育委員会と共有するために行ったものであり、この場で施策の決定を行ったものではない。子育て

てオアシスと飯塚市適応指導教室コスモスの件については、今後、首長部局及び教育委員会においてそれぞれが所管する事務を執行するものである。実施機関は、これから今後の事業のあり方について検討を開始する段階にあり、調査や意思決定も行っていないことから、文書は未作成であり、文書不存在による非公開とした。

- ② 文書 4 については、市長が市民と面会するか否かの判断は、面会要請のあった案件の所管課において市長対応とすべきものか、担当部課長対応とすべきものかをそのつど判断しているため、本市において判断基準資料は作成しておらず、公文書は存在しないと説明する。
- ③ 文書 5 における、請求者自身が NPO 法人つどいの広場いづかの各団体に送信したメールに記載されていたメールアドレスのうち、個人に関する事項であって、特定の個人を識別することができるものについては、条例第 8 条第 1 号に該当し、非開示とした。また、団体等のメールアドレスについては、ホームページにより公表されており、一般の閲覧に供されていることが確認できた団体等のメールアドレスを除き、条例第 8 条第 2 号に該当し、非開示とした。その理由は次のように要約される。団体のメールアドレスは、特定の個人を識別することができないが、日常の事務において関係者等限られた者との連絡を目的として使用するものであり、公になった場合はいたずらや偽計等に使用されることにより、当該メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから、条例第 8 条第 2 号に該当し、非開示とした。

6 請求人の審査請求と主張要旨

(1) 審査請求理由

決定処分につき、「文書不存在による非公開は市情報公開条例との整合性を欠く。」という不服申立である。

(2) 主張要旨

第 1 回審査会における本件処分に対する意見聴取によれば、請求人の異議申立の主張要旨は、概ね次のとおりである。

- ・総合教育会議における市長発言に関して、「市長発言に至った経緯」を知るために、一連の関連情報の公開を求めたが、文書不存在による非公開であった。
- ・4 月 22 日の福祉文教委員会の場で、実施機関(福祉部長、教育長、子育て支援課長)が答弁を行った。この答弁に関する資料の公開を求めたが、実施機関が公開したのは、請求人との対応記録や請求人自身が関係団体に発信したメールの写しであった。これらの公開文書は請求人が求めることに対する開示ではない。
- ・市職員は法令等に基づき、文書の記録、保存をしなければならないが、請求した文書が不存在による非公開決定がなされていることに不信を抱かざるを得ない。

7 審査会の判断

(1) 審査の経緯

審査会は、本件審査請求に基づいて次のような審査を行った。

令和 4 年 6 月 7 日 市長より諮問を受ける。

令和 4 年 6 月 14 日 令和 4 年度第 1 回審査会

- ・事務局から本件に関する資料（対象文書）及び経緯についての説明を受ける。
- ・請求人からの一部非公開決定処分に対する意見書を受理し、審査請求の内容についての主張を聴取する。
- ・実施機関（学校教育課）及び福祉部（子育て支援課）からの説明を受ける。

令和4年6月21日 第2回審査会

- ・審議

令和4年6月29日 第3回審査会

- ・継続審議

令和4年7月11日 第4回審査会

- ・答申(案)について審議

(2) 本件請求文書について

ア [文書1] (令和3年度第1回総合教育会議(令和4年1月31日開催)における当日資料) について

この請求は、請求人が理事をしている「NPO 法人つどいの広場いづか」（請求人は、当該 NPO 法人の下部組織である「子育て環境を良くする会」の代表者でもある）の下部組織として子どもたちの不登校支援を行っている「子育て支援オアシス」と、市教育委員会が運営する「適応指導教室コスモス」とが一緒になって、「つどいの広場いづか」で市の事業を行うという話を聞き、請求人自ら当該会議録を市の HP で探索した結果、当該会議では、市長発言内容などにおいて、事前の話は知らされないまま「ただ驚くばかり」の発言がなされており、その市長及び関係者の発言に至る経緯を関係する団体の責任者として確認するために、一連の関係文書（当日資料）の公開請求に至ったものと考えられる。

イ [文書2] (教育総合会議録にある「5 議事内容 別紙」) について

これは、当該会議録に記載されている「5 議事内容 別紙のとおり」とある実施機関が作成した議事録の公開を求めているものと解される。

ウ [文書3] (教育総合会議録 P6～7 にある市長発言(市長が判断した)に至ったすべての資料) について

当該会議録 P6～7 にかけての市長発言の中で、「実はオアシスを主催している(代表者)から相談があり」・・・「じゃあコスモスとオアシスを融合させましょう。コスモスをより環境の良い今の鯉田にあるつどいの広場に移転させてやっていくのがいいんじゃないか」、さらに、「今年に入って、教育部長が不登校の問題は市としても大きな問題だということで、3つのフリースクールを調べ、それぞれの違いを整理してくれていました」とあるが、請求人は、この市長発言に至った経緯、内容、調査等を知りたいために、市長発言に至ったすべての資料として(調査資料、市長面会記録、教育委員会議事録等)の公開を求めたものと考えられる。

このうち、「調査資料」というのは、当該会議録の市長発言で、「今年に入り教育部長が3つのフリースクールを調べ」とある調査資料を指し、「市長面会記録」というのは、日時は不明であるが、市長と「子育て支援オアシス」を主催している代表者との面会記録を指し、さらに、「教育委員会議事録」というのは、当該会議録にある「コスモスとオアシスの融合」に関しての教育委員会独自の会議録を指すものと解される。

エ [文書4] (市長が市民と面会するか否かの判断基準資料) について

3月28日、請求人は、上記の市長発言に至った経緯を自ら確認するため、秘書課に電話し市長との面会を求め（28日か29日の予定）、公務が続いている旨の回答で事実上、断られる。その後の実施機関の対応として、請求者からの入電の旨が秘書課より適応指導教室の担当である教育委員会（学校教育課）に連絡が入り、学校教育課より「つどいの広場」の担当である福祉部（子育て支援課）に連絡が入る。

同日午後、福祉部次長、子育て支援課長2名が請求人の「つどいの広場」を訪問し、面会するが、請求人は、「市は（つどいの広場に適応指導教室を移設するという）方向性を一方的に決定するつもりなのか」を直接、市長に聞くために、市長との面会を求めたものであって、「今は福祉部から聞くことは何もない」という内容の話で面談は終わっている。

つまり、請求人が要求しているのは、福祉部の対応ではなく、あくまで市長との直接面会を求めたものであって、それを断るとするならば、一体、市民と市長との面会の可否を決めるにおいては何らかの判断基準があるのか、あるとすればその資料を示してほしいとの請求である。

オ 【文書5】（議会「福祉文教委員会」（令和4年4月22日開催）の答弁のうち、「NPO つどいの広場」、「適応指導教室コスモス」、「子育て支援オアシス」についての発言に関する資料）について

この請求は、令和4年5月30日、請求人が追加資料として求められた文書である。

当該福祉文教委員会の会議録をみると、当委員会の委員（議員）から「コスモスとオアシスの融合」に関する質問があり、福祉部長、教育長、子育て支援課長らが答弁しているが、この答弁の根拠あるいは背景となる資料の提出を求めているものと解される。

（3）審査会の基本的な考え方

本件に係わる審査会の基本的な考え方は、次のとおりである。

① 審査会の基本姿勢

審査会は、条例第1条が定める「住民の知る権利」を具現化するため、市が保有又は保有すべき情報の公開並びに説明責任が全うされ、よって「市民の市政に対する参加と監視を促進し」、「民主的な市政の発展に寄与する」という目的に則り、審査する。

② 文書作成・管理規程について

条例第2条第2号では、情報のかたちにふれ、この条例の「情報」（公文書）とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録（略）並びにその他一定の事項を記録しておくことのできるものであって、当該実施機関が保有し、又は保有すべきものをいう。」と定めている。

これは、紙を媒体とする情報だけでなく、どんな形態の情報でも自治体が作成又は保有するものは、すべて情報公開の対象となりうるということである。

また、飯塚市条例は、以前の自治体条例に見られたような対象情報の要件としての「決裁・供覧等の終了」といった網かけはしていない。これは、ある事業計画が始まれば、スタート（発案）段階から結論が出るまでの意思形成過程の情報が公文書扱いにされないことを防ぐためであり、途中の過程が何もわからないまま、結論だけが公文書として住民に示されても、誰がどこでどういう議論をして政策決定がなされようとしているのか、その経緯が分からないと、住民と行政が情報を共有し切磋琢磨しながら事業をすすめていくことはできないからである。これが「住民参加の原理」である。その意味から、自治体が作成・保有している情報は、意思形成過程の情報も含めて、適用除外を除き出せるものはすべて公開の対象情報となりうるということである。

③ 文書作成の責務について

そこで問題となるのが、事務処理における文書作成・管理の問題である。今や、時代の著しい変化から公開対象情報の範囲は広がり、住民の知りたい情報は、公金問題、公害・環境問題、命と暮らしの問題、教育問題等々、多種多様にわたって増大しており、中でも子育て教育に関する情報は父母をはじめ多くの住民が高い関心を示しており、自治体、学校の対応のあり方が注目されている。

それだけに、自治体の説明責任は広範にわたって重くなり、行政の説明責任の具体化である情報公開においては、住民の多様な請求に対応できるような文書作成・管理がなされているかどうか、つまり、公文書の作成・管理規程が情報の積極公開を前提とした規程内容になっており、その運用がなされているかどうか問題となる。

それを徹底させるために、条例第3条第1項は、情報の「積極公開」を定めるとともに、同条第2項では、実施機関（職員）の責務として、「組織的に用いる文書等の作成を怠ってはならない」と定め、さらに同条第3項では、「文書等の記録媒体に保管していないものの公開を求められたときは、説明等の方法により、当該情報を提出するよう努めなければならない」と定めているが、それが実施機関において着実に実行されているかどうか問題である。とくに、意思決定過程にある調査資料や文書等を「決裁・供覧」が終わってないとして、公文書扱いをしない場合があるが、これらはすべて政策決定に至る「組織的に用いる文書等」とであると解釈すべきである。

④ 文書の不存在について

公文書の公開には、当該情報が存在していることが前提であり、文書が存在しなければ公開されないことになる。それだけに、「文書の不存在」という公開拒否理由は最も強力な拒絶理由となり、しかも、その真偽の調査が困難な事由でもある。

古い判例では、「当該文書の存否に関する立証責任は、当該文書の存在を主張する原告（請求人）が負う」とする旨の判決【東京地判・平成10年3月31日】があるが、實際上、実施機関が「ない」というものを、請求人が「ある」と判断できる立証をすることは非常に困難であることが予想され、無理である。

したがって、「文書不存在」について請求人から異議が主張された場合は、文書管理規程などの内容、所管の職員からの聞き取り調査、文書が残っていないことの合理性などから判断するしかないが、「文書不存在」による非公開は、情報公開制度の意義を失わせてしまう危険性があることから、行政にとって都合の悪い文書は最初から作成せず「不存在」にするというようなことがないよう、慎重に検証する必要がある。また、保存すべき文書であっても現実に破棄されてしまえば対処の処置がないだけに、文書管理規程の文書の保存規定や保存すべき文書の範囲を明確に規定しておくことが必要となる。

こうした事態を防ぐため、先に示した条例第3条第2項は、職員の責務として、「組織的に用いる文書の作成を怠ってはならない」と定めているが、情報公開を前提とした文書作成が日常の事務処理業務において、どこまで徹底されているかが問題となる。

さらに、「不存在」を理由に非公開決定する場合は、住民との信頼関係を失いかねないので、即非公開とするのではなく、改めて対象文書の特定を行うか、場合によっては文書作成ができるかどうかの検討を行い、それができない場合は、同条3項が定める「説明等による方法」による説明責任を果たさなければならないが、この説明責任が十分に果たされたかどうかの検証が必要である。

（4）実施機関の決定処分に対する判断

審査会は、実施機関の決定処分に対して、本件対象文書の内容、性質等について請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

① まず、本件公開請求の発端となった「令和3年度第1回総合教育会議録」の内容、性質について検討する。

この会議録は、市長部局、教育委員会の責任者が出席し、「不登校児童生徒の学びの保障について」、「学校と地域との連携について」、「本市の状況とこれからの教育について」の3点を議題として協議、検討した内容が記載されたものであることから、条例第8条第3号アにいう「市内部又は市と・・・その他の公共団体との間における審議、協議、検討、調査等に関する情報」に該当し、当該事務の発案から最終的な意思決定までの実施機関内部における検討に関する情報であると判断する。

② 次に、それぞれの請求情報ごとの判断は、次のとおりである。

ア 文書1及び文書2について

実施機関は、総合教育会議の「当日資料」として、当該会議の議題第1号から3号に係わる資料及び会議録にある「5 議事内容 別紙」を公開し、当日資料は全て公開したとしている。

請求人が求めているのは、当該会議の参考資料等は勿論のこと、当該会議録にある市長発言に係わる資料の公開を求めていると解されるので、これについては文書3から文書5で判断する。

イ 文書3の不存在について

請求人は、総合教育会議録P6～7にある市長発言（市長が判断した）に至ったすべての資料として、教育部長が調査したとされる「調査資料」、市長発言の発端となった市長とオアシスを主催している責任者との「面談記録」、当該会議録にある「子育てオアシスと飯塚市適応指導教室コスモスの融合」に関しての「教育委員会議事録」の公開を求めているのに対し、実施機関は、これに係わる資料（文書一式）は不存在のため非公開と決定している。

（調査資料、教育委員会資料について）

実施機関の説明によると、文書不存在理由として、「総合教育会議録P6～7にある市長発言は、不登校生徒支援に関する課題と今後のあるべき姿を教育委員会と共有するために行ったものであり、この場で施策の決定を行ったものではない。また、『コスモスとオアシス』の件は、今後、首長部局及び教育委員会において、それぞれが所管する事務を執行するものである。実施機関は、これから今後の事業のあり方について検討を開始段階にあり、調査や意思決定は行っていないことから、文書は未作成であり、文書不存在による非公開とした」さらに、「意思決定が行われていないことについては」、市長の考えを示し「今後の事業の方向性について、委員に対し意見を問うたものである」ことから、「文書は未作成であり、文書不存在による非公開とした」旨を主張している。

つまり、これを要約すると、総合教育会議P6～7における市長発言は、不登校生徒支援に関する課題と今後のあるべき姿（方向性）を示したものであって、意思決定したものではない。したがって、そこでの「コスモスとオアシスの融合」の件は、担当所管で「今後の事業のあり方について検討を開始する段階で」、「何ら調査も意思決定も行っていない」ことから、関係文書や調査資料も作成していないという主張である。

しかし、請求人が求めているのは、これより一段前の総合教育会議における市長発言に関して、「市長発言に至った経緯」を知るために、一連の関連情報の公開を求めているのである。

そこで、まず問題となるのは、市長発言は事務事業計画の「発案」に当たるかどうかの問題である。実施機関は、事務処理上「起案」してない、つまり未だ事務事業の意思決定過程に入っていないことを

理由に調査・文書等の未作成を主張するが、当該会議録の市長発言の内容から推察するに、課題とされる事務事業についての提案や方向性を示すなどの発言がみられることから、これを市長自らの「発案」に当たると解するならば、この時点から既に事務事業の意思形成過程情報に入っていると判断される。なぜならば、「意思形成過程情報」とは、実施機関の「発案」の段階から結論が出るまでの過程の情報を指し、情報公開の対象情報となるからである。また、実施機関が主張するように、文書管理規程に定める担当所管による「起案」がなされない限り対象文書とならないとするならば、それ以前の事業計画の「発案」に係わる情報（経緯、背景、理由、調査等）はすべて住民には知らされないままに事は進み、行政の事務事業の形成過程に参加することの意義又は仕組みは活かされないことになる。

次に問題となるのは、意思決定がなされていない情報ならば、条例第3条第2項に定める「組織的に用いる文書等の作成義務」は果たされなくてもよいのかという問題である。実施機関は、先の市長発言にある「コスモスとオアシス」の件は、今後、それぞれの所管において事務を執行するものであり、現段階では調査や意思決定は行っていないことから、文書は未作成であり、「文書不存在」とした旨を主張している。

一般に、市長は、自治体の長という立場から、会議等の公の場で自分の所信や発案・提案等を自由闊達に発言することがある。しかし、それは記録に残る「公言」であることから、本件のように、「所管の長が・・・を調べ、整理した」というような発言があると、何らかの調査資料が存在するものと推察し、公開請求するのは当然あり得る。

実施機関は、意思決定していないことを理由に、文書・資料等の未作成を主張するが、住民は意思決定に至る経緯を知りたいのであって、これでは条例第3条第2項に定める「組織的に用いる文書等の作成」を怠ったということになりかねない。請求人もその点を強く指摘している。

こうした場合は、市長が公の場で発言しているのであるから、当該会議を管理している所管の対応として、公開請求があったからには、その裏付けとなる何らかの資料を準備し、該当する文書・資料等を特定するか、または十分な説明責任を果たすことによって公開請求に応えるべきであったと考えられる。

以上の観点から、実施機関の文書主義の立場は理解できるが、単に「意思決定がなされていない」という実施機関の主観的な主張だけをもって、関係文書、調査資料等の未作成及び文書不存在の理由とする非公開決定は、妥当性に欠けると判断する。

さらに付け加えるならば、当該事務事業の「検討を開始する段階」にあるとするならば、決定通知の際、後日公開できる見通しについて付記すべきであった。

なお、実施機関は、これに係わる文書として、令和4年3月28日、請求人と福祉部担当者との面談記録を「飯塚市適応指導教室とオアシスとの融合について」という題目で公開し、令和4年4月6日付け「NPO 法人つどいの広場（請求人）との面談内容」の時系列的に要点筆記を公開しているが、請求人は、これらの文書は請求人が求める対象文書ではないとしている。

（市長の面談記録について）

請求人は、市長との直接面会が叶わなかったために、市長と「子育て支援オアシス」の代表者との面談記録の公開を強く求めているのに対し、実施機関（秘書課、学校教育課）は、市長執務室で両者が懇談した事実は認めながらも、市職員は誰も同席しておらず、記録を作成した事実はないことから、請求に係わる文書は存在せず、「文書不存在による不開示」と決定している。

なお、担当の秘書課の説明（事務局総務課⇔秘書課）では、「アポ無しの面会（知人、職員、議員等）の場合は、記録を残していない。こうした面会は相当数あることから、これらを残していくとなると事務が煩雑になる」旨、主張している。

たしかに、秘書課が説明するように、市長の日常（公務）において、その職務は相当多忙であることから、いつ、誰と、何の話をしたかの全てを把握し、それらを全て記録しておくことの煩雑さは理解できる。しかし、本件のように、そこでの面会内容が請求人にとっては重要な情報であり、ある施策の発端となった内容であるならば、「会議録」ではないにしろ、可能な限りの請求への説明責任を果たし、今後の事務事業を執行していくための必要な文書として、公開請求があった時点で実施機関（学校教育課）において、市長への聞き取り調査などを通じて何らかの記録を作成しておく配慮が必要であった。それは、市長面談の記録など「市長日程表等」の性格は、「多忙である市長の日程を調整し管理するもので、市の行政事務を円滑に進めるためには必要不可欠もの（公文書）である」【新潟地裁判平成12年4月12日】という定義付けもあることから、市長のアポなし面会でも市の重要な行政事務執行に関係する話もあることから、可能な限り記録しておく必要があると考え、その内容次第で、改めて公開・非公開の決定をすべきである。

ウ 文書4の不存在について（市長が市民と面会するか否かの判断基準について）

請求人の求める「市長が市民と面会するか否かの判断基準について」に対し、実施機関（秘書課）は、本市において判断基準は作成しておらず、公文書は存在しないものであるから、不存在による非開示決定にしたとしている。その背景として、秘書課の説明によると、「市長が市民と面会するか否かの判断は、面会要請のあった案件の所管課において市長対応とすべきか、担当部課長対応とすべきかをそのつど判断しているため、本市において判断基準は作成していない」とのことである。そうすると、市長との面会要請があった場合は、そのつど案件の所管課が市長対応か、所管部課長対応かを定めることになるが、本件の市長との面会要請理由は、「総合教育会議の市長発言について」であるのであるから、市長が面会できないのであれば、当然、当該会議の担当所管である教育委員会（学校教育課）が対応すべきである。直後の対応として、それを福祉部に振るのではなく、学校教育課の責任者が面会し、条例第3条第3項に則り、請求人が知りたい情報を丁寧に説明していたならば、その後の展開も変わったものと考えられる。所管の対応が不適切であったと言わざるを得ない。

エ 文書5について

この文書の公開請求において、実施機関が公開したのは、先に示した福祉部と請求者との対応記録、市庁舎での請求人との面談記録および請求人自身が関係団体に発信したメールの写しであって、このうち、メールの個人名、メールアドレスは、条例第8条第1号（個人情報）、一般に供覧に供されているものを除き、同条第2号（法人情報）に該当するとして黒塗りし、部分公開としている。

これに対し、請求人は、「これらの公開文書（一部非公開）は請求人が求めることに対する開示ではない」と主張している。つまり、請求人が求めているのは、4月22日に開催された当該議会（福祉文教委員会）の会議録をみると、委員（議員）からの「NPO つどいの広場」、「コスモス（適応指導教室）」、「子育て支援オアシス」に係わる質問に対し、実施機関（福祉部長、教育長、子育て支援課長）の答弁があるが、この答弁に関する資料の公開を求めているのである。この文書の公開請求に対しては、実施機関は何ら対応していない。

また、団体等のメールアドレスについて実施機関に確認したところ、ホームページにより公表

されており、一般の閲覧に供されていることが確認できた団体等のメールアドレスを除き、非公開しているが、本件対象文書を見分したところ、同様の情報でありながら、開示、非開示判断が分かれているものがあることが認められた。実施機関においては、今後このようなことがないよう、開示決定等の事務処理を適切に行うよう望むものである。

(5) 結論

以上、本件諮問事項について審査した結果、次のように判断する。

当該事務事業について、市の意思が決定していないことを理由とした関係文書等の未作成及び未作成による情報の不存在のため非公開とした決定は妥当ではなく、また、文書無き場合の説明等の方法も不適切である。今後の当該事務事業の検討作業において対象文書を特定し、改めて公開・非公開の決定をすべきである。

9 審査会委員

会 長	下 村 孝
副会長	西 原 眞 理 子
委 員	安 藤 茂 友
委 員	高 橋 小 夜 子
委 員	平 尾 利 幸